平成２９年（フ）第３４号
三重県伊賀市西高倉4037番地
破産者　桑原　正喜
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第３７４４号
大阪府茨木市上郡１丁目３番７号
破産者　株式会社大雅堂
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３９３号
大阪市西区南堀江４丁目11番４―115号
破産者　ウィズオール株式会社
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４８１号
大阪市中央区南船場２丁目７番26号
破産者　有限会社新正
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０６号
北九州市門司区大字吉志424番地５
破産者　髙藤興産株式会社
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１４８号
東京都羽村市羽西１丁目７番７号市営住宅美原団地１―206
破産者　佐々木真由美
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６３号
愛知県豊橋市南大清水町字元町403番地の４
破産者　有限会社フィロソフィアー
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４７号
秋田県鹿角市八幡平字上苗代82番地２
破産者　小林　良夫
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者は平成30年２月26日までに債権届出をしないので、職権により終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１４２４号
福岡県古賀市中央１丁目６番22号
破産者　井浦　敦志
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３０２号
福岡市早良区南庄６丁目８番７号
破産者　柴田陽一郎
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５９８号
札幌市東区北20条東14丁目３番１―101号、開始決定時の住所札幌市東区北20条東13丁目１番15―604号
破産者　望月　清晴
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３６１号
札幌市中央区南24条西14丁目２番１―502号
破産者　白取　庸一
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０８号
埼玉県春日部市備後東１丁目14番39号
破産者　笠原　松造
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１０１号
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番　新千里北町第Ｃ14号棟第204号室、開始決定時大阪府豊中市宮山町３丁目２番13号
破産者　村上　信吾
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３号
青森市筒井３丁目６番14号　シャーメゾンアイネットＡ―103、開始決定時の住所青森市古川３丁目14番８号
破産者　鎌田　慶弘
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３２号
横浜市金沢区谷津町220番地
破産者　小山　秀典
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１３７号
神奈川県鎌倉市二階堂740番地
破産者　佐藤　芳行
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１８１号
横浜市都筑区荏田東２丁目14番９号、前住所横浜市都筑区富士見が丘11番11号
破産者　野田　恵介
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部